

学校選挙の手引

旭 川 市 選 挙 管 理 委 員 会

旭 川 市 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会

も く じ

1	選挙の大切さ	1
2	選挙のながれ	
(1)	選挙期日（投票日）等の告示	2
(2)	立候補の受付準備	
①	校内演説用のぼり旗	3
②	ポスター掲示場	3
③	選挙運動員腕章	5
(3)	立候補の受付	
①	立候補受付会場	5
②	選挙運動用品の交付	5
(4)	選挙啓発活動	
①	校内放送の利用	6
②	横断幕やポスターの作成	6
(5)	選挙運動	
①	校内演説	6
②	ポスターの掲示	6
③	校内放送	6
④	選挙公報	6
⑤	演説会	6
(6)	投票	
①	選挙人名簿	7
②	投票所	7
③	投票の方法	8
(7)	開票	9
資料1	参考様式1～4	10
資料2	生徒会役員選挙日程表（例）	12
その他	選挙用具等借用申請書・利用報告書	13

はじめに

わが国では、18歳になると選挙権が与えられ、投票に行くこととなります。そのために、児童・生徒の頃から、正規のかたちで選挙になじんでいくことが大切です。

この手引きは、民主主義の基盤である選挙を、実際の国会議員や市長、市議会議員の選挙に即して作成したものです。

もちろん、この手引きのとおりすべてを行う必要はありません。学校の実状にあわせて修正していくことも大切です。

児童会や生徒会などの選挙の実施や授業の中で、少しでも参考になれば幸いです。

1 選挙の大切さ

国の政治に国民が参加し、国民の意思によって政治が行われることを民主主義といい、主権が国民にあることを意味します。

民主主義の基本的な形態として、議会を通じて政治に参加する間接民主主義（代議制）がありますが、間接民主主義（代議制）とは、選挙によって選ばれた代表者が政治を行う制度で、選挙が正しく行われ、代表者としてふさわしい人が選ばれることが重要です。

民主主義の基本である選挙には大事な4つの原則があります。

平等 すべての国民に、性別や社会的身分、納税額などに関係なく、選挙権や被選挙権が認められます。	直接 選挙人が、自分自身で直接候補者に投票し、代表者を選びます。
秘密 すべての選挙において、投票の秘密を保障するため、無記名による選挙が行われます。	自由 すべての選挙人は、自分自身の判断で、被選挙人を自由に選択をすることが、公正に保障されます。

2 選挙のながれ

(1) 選挙期日（投票日）等の告示

告示とは、広く選挙人に知ってもらうために、必要なことを掲示板などを使い、文書で知らせる方法です。

一般の選挙では、選挙期日（投票日）、投票を行う場所、投票用紙の様式、開票を行う日時や場所など、たくさんの告示を法律（公職選挙法）で決められた日に行います。

学校選挙では、下の例のように、一枚の大きな紙に、選挙期日（投票日）、投票時間、投票を行う場所、開票時間や場所などを書いて掲示する方法があります。

また、選挙期日を告示する日と、立候補の受付日は同じ日ですが、学校選挙の場合は、あらかじめ立候補者を選出する期間が必要であれば、選挙期日の告示を立候補の受付日の2～3日前に行う方法もあります。

そのほか、12ページのような、立候補の受付日、選挙公報の原稿提出期限、また、校内放送、校内演説など、選挙運動ができる期間や、選挙期日（投票日）などをくわしく書いた選挙日程表を作成するのも良いでしょう。

さらに、学校選挙のきまり（選挙権と被選挙権、立候補手続き、選挙運動の方法、投票と開票の方法、当選人の決定等）を作成し、あらかじめ公表しておくとも良いでしょう。

(学校選挙告示の例)

告 示	
選挙のきまり第〇〇条の規定により、任期満了にともなう 〇〇〇〇〇役員選挙を下記のとおり行います。	
記	
投票日	〇〇月〇〇日（〇曜日） 〇校時
投票場所	体育館
付 記	1 選挙する役員の数 人
	2 立候補受付日 〇〇月〇〇日（〇曜日）

☆公職選挙法・・・国会議員、地方公共団体の長や議員の選挙を公正に行うために、昭和25年4月に制定されました。

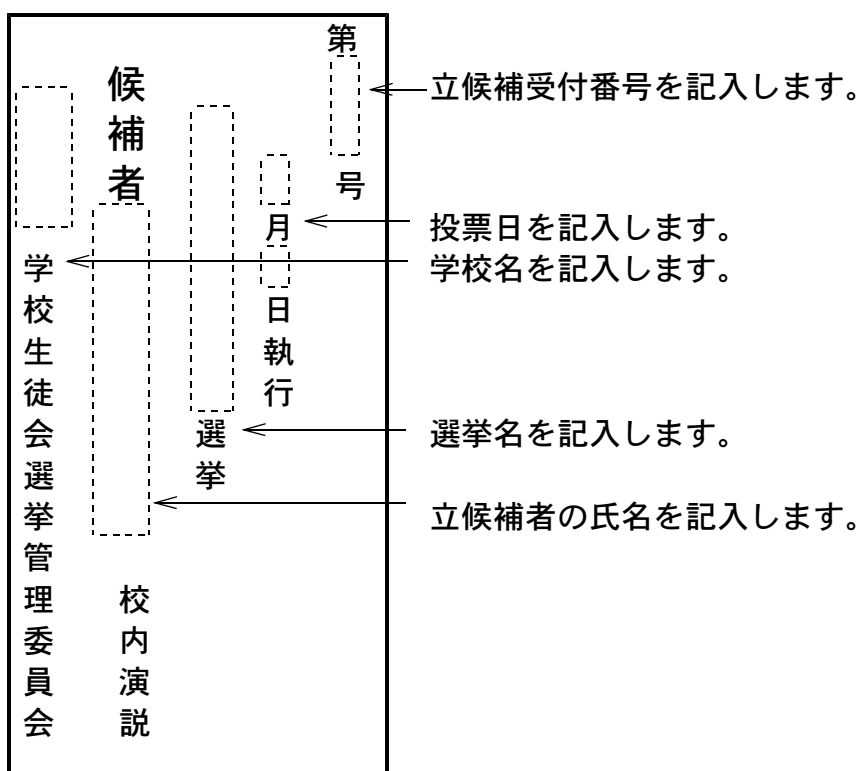
(2) 立候補の受付準備

学校選挙管理委員会では、次のような立候補の受付準備が必要です。

①校内演説用のぼり旗

一般の選挙では、街頭演説用標旗といい、立候補者が選挙期間中に街頭に立って政策を訴え、支持をお願いするときに必ず掲げなければいけないのぼり旗です。

(校内演説用のぼり旗の例)



上記、のぼり旗を掲げるための竿(さお)も必要です。

②ポスター掲示場

旭川市では、選挙管理委員会が定めた場所にポスター掲示場を設置し、その掲示場にしか選挙運動用ポスターははれません。学校選挙の場合、あらかじめ掲示場所を決めて貼ることになります。

また、ポスター掲示場を設置しない場合、ポスターの枚数規制という選挙のルールを理解するため、ポスターにはる証紙を作成し、利用しましょう。

(ポスター掲示場の例)

3	1	<p>○ 3 2 1 年</p> <p>○ をし 画 ポ で ○ この注 月</p> <p>学校 破 た こ に ポ ス き 選 の ポ ス タ 日</p> <p>生徒 っ り の は ス タ ー せ 候 補 者 ー 執</p> <p>会 っ た 、 ポ ス て く は 者 以 外 の 場 意 選</p> <p>選 して は っ タ ー だ 、 。 者 以 外 の 場 意 選</p> <p>挙 して は あ 掲 さ い 。 者 以 外 の 場 意 選</p> <p>管 け ポ 示 場 。 さ れ た 区 使 ○</p> <p>理 け ポ 示 場 。 さ れ た 区 使 ○</p> <p>委 せ タ ー 使 ○</p> <p>員 せ タ ー 使 ○</p> <p>会 せ タ ー 使 ○</p>
4	2	

立候補受付番号と同じ番号の
区画にポスターを貼ります。

学校名を記
入します。

選挙名を記
入します。

投票日を記
入します。

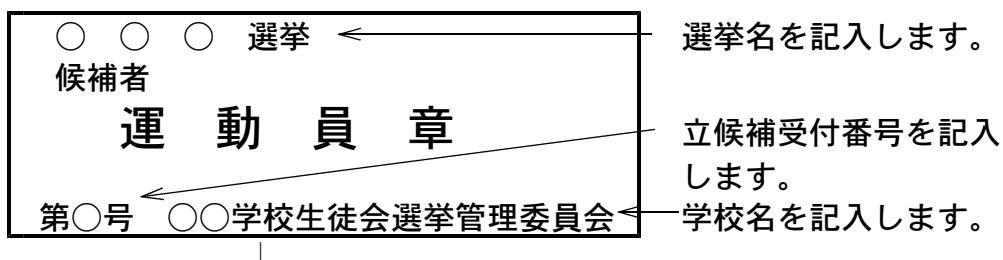
(ポスター証紙の例)

○○月○○日執行 ←	投票日を記入します。
○ ○ ○ 選挙 ←	選挙名を記入します。
選挙運動用 ポスター証紙	
第○号の○番 ←	立候補受付番号を記入します。 例えば、1人の候補者に3枚までポ スターの掲示を認めている場合、そ れぞれ1、2、3の番号を記入しま す。
○○学校生徒会選挙管理委員会	

③ 運動員腕章

候補者の運動員（応援者）が、選挙運動を行うとき、必ず身に付けなければいけない腕章です。

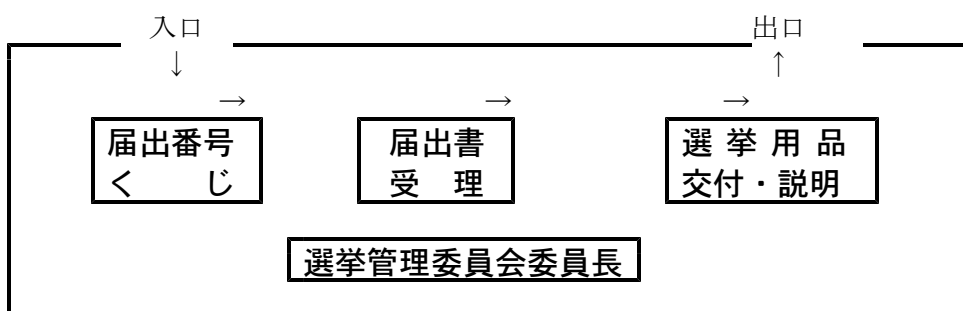
（運動員腕章の例）



(3) 立候補の受付

① 立候補受付会場

下の図のように準備すると良いでしょう。



② 選挙運動用品の交付

1人の候補者ごとに、以下の交付物を届出番号順に並べて用意します。

- ・ 校内演説用のぼり旗 1枚
- ・ ポスター用紙、証紙 認めた枚数
- ・ 選挙運動員腕章 認めた人数分
- ・ 選挙公報原稿用紙 1枚
- ・ 白ばら(明るい選挙用) 1個

ここで、「のぼり旗」、「ポスター証紙」、「選挙運動員腕章」の届出番号（第〇号）が同じ番号になっているか確認します。

一般の選挙では、1から届出順に届出番号をつけていきます（届出開始時間までに立候補者が複数になった場合や届出時刻が重なった場合には、くじによる抽選を行います。）

(4) 選挙啓発活動

選挙を行う際には、選挙のムードを盛り上げ、投票日の周知と棄権防止を呼びかける活動も大切です。

①校内放送の利用

昼休みの時間などを利用して、ポスター掲示場所や投票日などを周知します。

②横断幕やポスターの作成

啓発用語を使った横断幕やポスターを作成し、棄権防止などを呼びかけムードを盛り上げます。

(5) 選挙運動

一般の選挙では、立候補の受付を終えると、候補者や選挙運動員は選挙運動ができるようになります。

学校選挙の場合も、あらかじめ日程表などで選挙運動の方法や時間、場所などを決めておく必要があります。

①校内演説

候補者は、あらかじめ決められた場所や時間、例えば登下校時や昼休み時間に、校内演説用のぼり旗を掲げ、胸に白いばらを付けて支持を訴えます。選挙運動員も腕章を必ず身に付けます。

②ポスターの掲示

あらかじめ決められた大きさのポスターを掲示場に掲示します。

掲示場を設置しない場合は、ポスターに証紙を貼り掲示します。

③校内放送

候補者や選挙運動員は、あらかじめ決められた順番や時間で、校内放送を利用して選挙運動を行います。

④選挙公報

立候補の受付の際、候補者や選挙運動員に選挙公報の原稿用紙を渡しますが、決められた日までに提出してもらい、印刷して全校生徒に配布します。

⑤演説会

一般の選挙では、様々な理由で、候補者が全員集まる立会演説会の制度がなくなり個人で行う個人演説会が行われています。学校選挙では、投票日の前日までに候補者が全員集まって行う立会演説会が、立候補者や推薦者の考えを全校生徒に伝えることができる最も良い選挙運動といえます。

この際、あくまでも公平公正に行うために、あらかじめ演説の持ち時間を決めておき、演説の順番はくじで決めると良いでしょう。

(6) 投票

① 選挙人名簿

一般の選挙では、投票をするためには選挙人名簿に登録されていることが必要です。これは、選挙人名簿を作成しこれにチェックすることで、同じ人が2回以上投票することや、他人にみせかけて投票することなど、いわゆる一人一票の原則に反する行為を防ぐことができます。学校選挙でも、下の例にならって、選挙人名簿を作成しましょう。(出席名簿を活用するのも一つの方法です。)

(選挙人名簿の例)

				○年○組			
番号	名	前	備考	番号	名	前	備考
-----				-----			
-----				-----			
-----				-----			

② 投票所

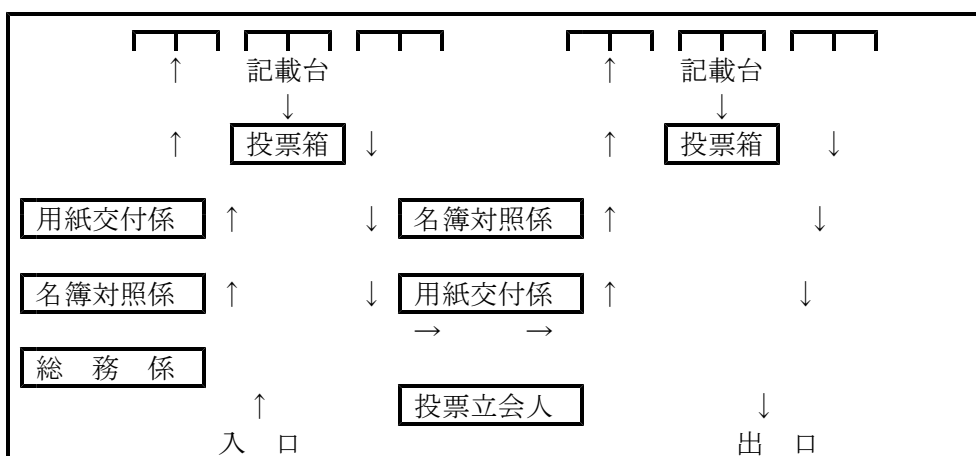
一般の選挙では、選挙の種類や数によって異なりますが、1つの投票所に次のような人が従事します。

- ・ 投票管理者・・・・・・・・・・1名
- (・ 投票管理者職務代理者・・1名)
- ・ 名簿対照係・・・・・・・・・・数名
- ・ 投票用紙交付係・・・・・・1～3名
- ・ 総務係・・・・・・・・・・数名

このほか、投票が正しく行われるように、一般の選挙では、各投票区(投票を行う単位区域)に住んでいる住民の中から、投票立会人として2名を選任します。

同じように投票立会人を2～3人を選任し投票を監視する人も必要でしょう

(学校選挙投票所の配置図の例)



投票所の見やすい所に、候補者の氏名をあらかじめくじで決めた順番に掲示します。

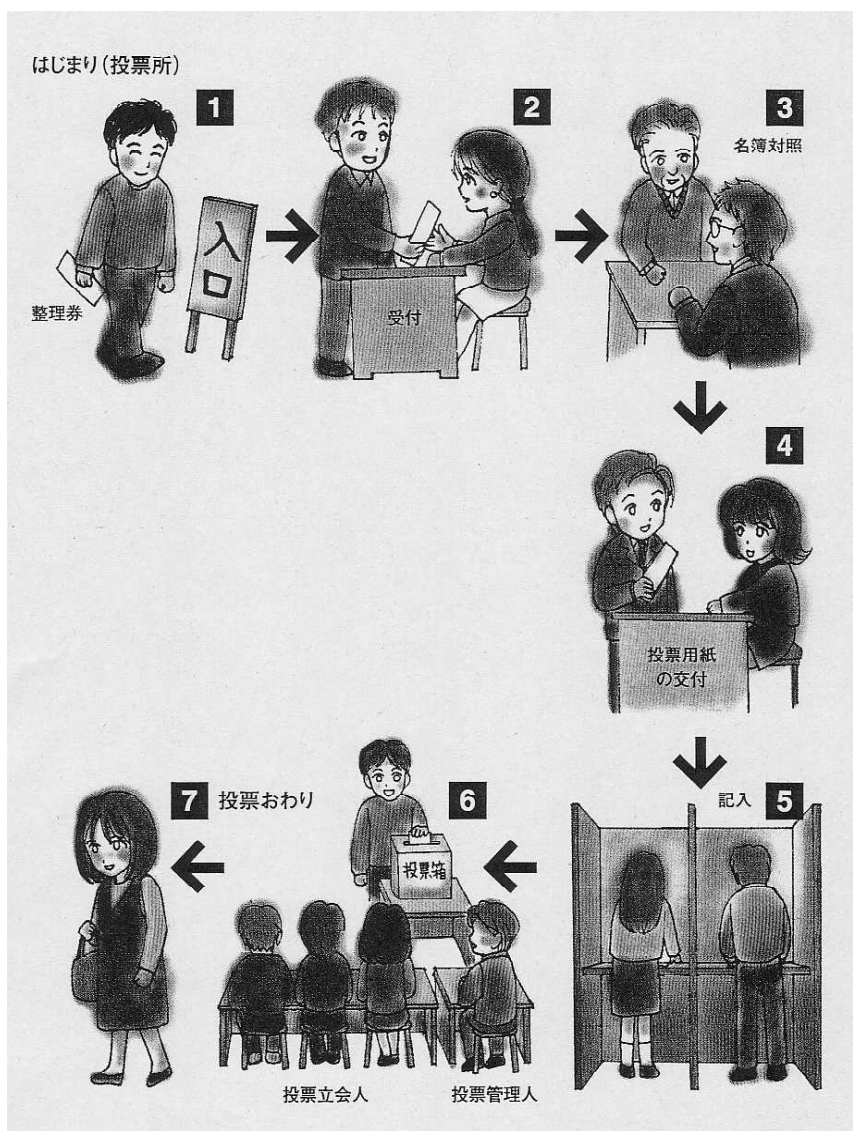
なお、投票箱と記載台は市の選挙管理委員会で貸し出すことができます。

③投票の方法

- ・名簿対照係で、選挙人名簿のチェックを受ける。
- ・用紙交付係で、投票用紙を受け取る。
- ・記載台で、投票用紙に候補者1名の氏名を記入し、投票箱に入れる。

投票用紙に、候補者の氏名以外を記入すると無効になります。

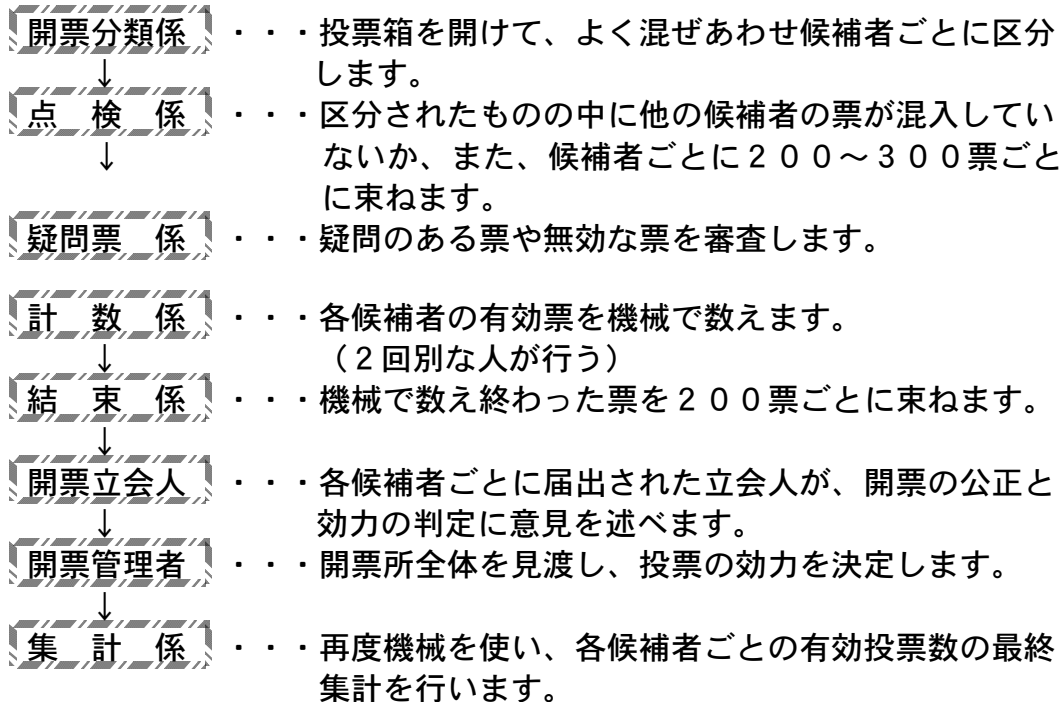
<一般選挙の例>



(7) 開票

旭川市では、総合体育館を開票所にして、投票日の夜(即日開票)に開票します。

開票には開票事務従事者として、市の職員(300人以上)が従事し、次のように作業をします。



その他、投票整理係があり、投票用紙を整理し梱包します。

学校選挙では、それぞれの学校の実情にあわせて開票を行いましょう。さらに、開票の結果として、当選人を告示し、当選証書を渡すと良いでしょう。

(参考様式 1)

○○○○選挙候補者届出書 (本人届出)			
ふりがな 候補者氏名		性 別	
学 年 ・ 組			
生 年 月 日	(満 歳)		
選 挙 名	平成○○年○○月○○日執行	○○○○選挙	
上記のとおり立候補の届出をします。			
平成○○年○○月○○日			
			氏名
			印
○○学校生徒会選挙管理委員会			
委員長		様	

(参考様式 2)

○○○○選挙候補者届出書 (推薦届出)			
ふりがな 候補者氏名		性 別	
学 年 ・ 組			
生 年 月 日	(満 歳)		
選 挙 名	平成○○年○○月○○日執行	○○○○選挙	
添 付 書 類	候補者の承諾書		
上記のとおり推薦届出をします。			
平成○○年○○月○○日			
推薦届出者○年○組 氏名			印
生年月日			
推薦届出者○年○組 氏名			印
生年月日			
○○学校生徒会選挙管理委員会			
委員長		様	

(参考様式 3)

候補者推薦届出承諾書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇〇〇選挙における候補者となることを承諾します。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
〇年〇組 氏 名	印
推薦届出者	
推薦届出者	

(参考様式 4)

通称認定申請書	
ふりがな 候 補 者	
ふりがな 呼 称	
平成〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇〇〇選挙において、上の呼称を通称として認定されたく申請します。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
〇年〇組 氏 名	印
〇〇学校生徒会選挙管理委員会 委員長	様

生徒会役員選挙日程表（例）

月 日	曜日	日	程
／ 1	火		第1回選挙管理委員会（日程・分担）
2	水		第2回選挙管理委員会（研修会準備）
3	木		
4	金		第3回選挙管理委員会（研修会）
5	土		
6	日		
7	月		選挙期日（投票日）等の告示
8	火		
9	水		
10	木	選挙 運 動 期 間	立候補の受付・第4回選挙管理委員会
11	金		選挙公報原稿提出期限
12	土		
13	日		
14	月		第5回選挙管理委員会（選挙公報印刷）
15	火		選挙公報配布
16	水		候補者立会演説会（5・6校時）
17	木		投票（4校時）、開票（放課後）
18	金		開票結果の発表・当選証書の附与
19	土		
20	日		
21	月		

※選挙管理委員会で保有している投票箱・記載台等を借りる場合、この様式で申し込みをしてください。

(様式1)

選挙用具等借用申請書

平成 年 月 日

旭川市選挙管理委員会委員長 様

(申請書) 学校名
校長名
電 話
(担当者)

下記のとおり、選挙用具等の借用を申請します。

記

借用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
使用目的		
使用責任者	氏名	電話
使用場所		
借用用具	投票箱	個
	記載台	台
その他		

※一般の選挙が始まる1ヶ月前から選挙終了まではお貸しできません。

(様式2)

選挙用具等使用報告書

平成 年 月 日

旭川市選挙管理委員会委員長 様

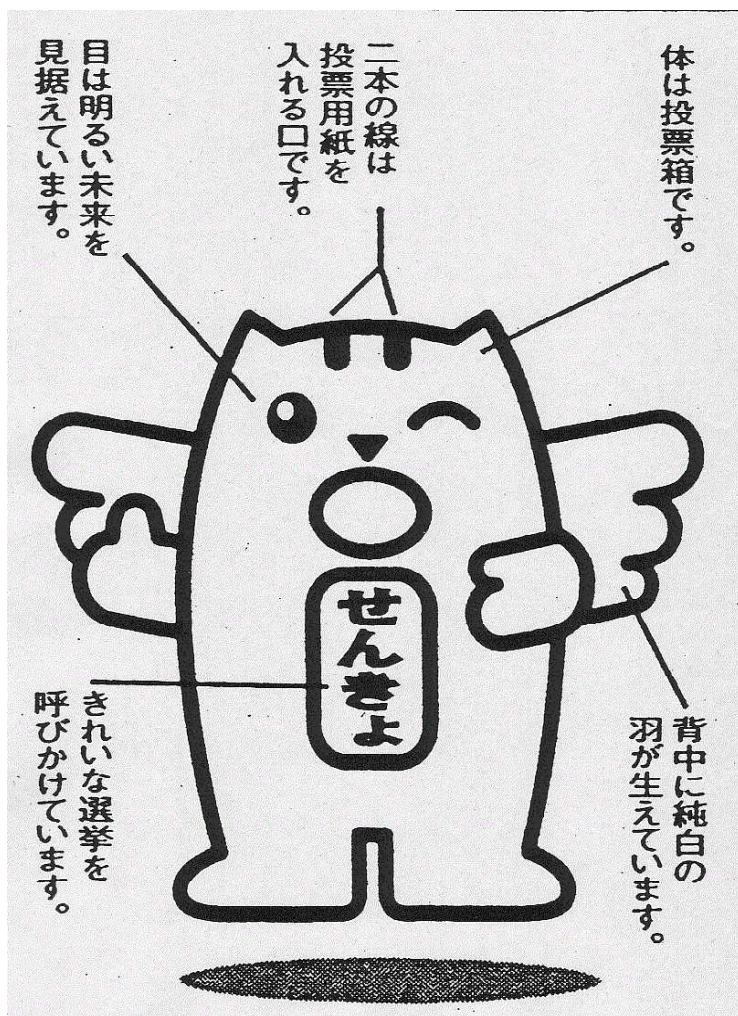
(申請書) 学校名
校長名
電 話

選挙用具等を使用した結果を下記のとおり報告します。

記

借用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
使用責任者	氏名 電話
用具使用時の反応や効果について	

「明るい選挙」のイメージキャラクター「めいすいくん」



平成14年2月 発行 (平成28年7月 改訂)

発行 旭川市選挙管理委員会
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎6階
Tel 0166-25-6513